

ゴルフ場利用約款

当ゴルフ場の利用される方はこの利用約款に従ってご利用頂きます。
第1条(約款の適用)当ゴルフ場をご利用になるお客様(会員非会員を問わず)は、当クラブ会則細則並びに本約款に従ってご利用いただきます。

第2条(利用契約の成立)当ゴルフ場においてプレーをしようとするお客様は、当日フロントにおいて所定の名簿に署名して下さい。それにより当ゴルフ場(会社)は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第3条(利用の申込み)当ゴルフ場をご利用いただくには次の方法でお申込みいただいた場合に限ります。

- 1.当ゴルフ場に直接及び電話でお申込みをいただいた場合
 - 2.当ゴルフ場の申込み規定に従って申込みいただいた場合
- 尚、違約の場合には別に定める違約金規定に従っていただきます。
第4条(利用の拒絶)当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りいたします。

- 1.ご利用のお申込みが前条によらないとき
- 2.満員でスタート時間に余裕がないとき
- 3.ビジターについてはメンバーの同伴又は紹介等がないとき
- 4.天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき
- 5.利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがあると認められるとき。
- 6.暴力団員組員ならび、極右、極左、会社総会屋である等やその他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。
- 7.指定する休業日

第5条(休業日・開場時間)当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場の定める所によります。

但し、臨時に変更することがあります。

第6条(利用継続の拒絶)当ゴルフ場は次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- 1.公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき
- 2.当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき
- 3.天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき
- 4.その他本約款に違反したとき

第7条(金銭その他高価品)貴重品ボックスにお預け下さい。
但し、盗難損害等については当ゴルフ場は責任を負いません。

尚、貴重品ボックスのかぎ紛失の際は紛失料金壹千円申し受けます。
第8条(携帯品・自動車)携帯品や場所を提供している駐車場の自動車の盗難損害等については当ゴルフ場は責任を負いません。

第9条(ロッカーの鍵)ロッカーの鍵は当ゴルフ場ではお預かり致しません。紛失の際は紛失料金参千年申し受けます。

第10条(ロッカー及び脱衣場の使用)ロッカー及び脱衣場には金銭その他高価品はお入れにならないでください。

ロッカー及び脱衣場内の盗難については、一切責任を負いません。
第11条(プレイヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)ゴルフは時により状況により危険を伴う場合がありますので、プレイヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任においてプレーしていただきます。

第12条(ティイングエリアにおける素振り)素振りはティーマーカー内の打席又は特に指定された場所以外ではなさらないでください。

又、プレイヤーはみだりにティイングエリアに立ち入らないでください。
第13条(飛距離の確認)先行組に対しては後続組の打席はキャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ちこまないよう打球してください。

第14条(キャディ及びフォアキャディの合図)キャディ及びフォアキャディの合図は先行が通常の飛距離外に前進したと判断されるとき
の合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

第15条(打者の前方へ出ないこと)同伴プレイヤーは打者の前方へ絶対出ないでください

第16条(隣接ホールへの打ち込み)隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですからプレイヤーは自己の飛距離・飛行性について適切に判断し、慎重に打球してください。隣接ホールへ打ち込んだ場合にはそのホールのプレイヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに自己の同伴プレイヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

第17条(退避および退避所)後続組に対して打球させるときは、先行組のプレイヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。退避所の設けてあるホールでは後続組が打ち終わるまで必ず退避所にて退避してお待ち下さい。

第18条(ホール・アウト後の退去)ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

第19条(雷鳴があった場合)雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し避雷所やコース売店等安全と思われる場所に退避して下さい。

第20条(火気使用の禁止)コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は厳禁です。

第21条(違背の場合の責任)当ゴルフ場は次の場合には損害賠償の責任を負いません。

1.利用が第11条・第12条・第13条・第14条及び第16条に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合。

第22条(プレー終了後のクラブの確認)利用者がプレーを終了した場合は、クラブ等を点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブやその他預かり品の不足瑕疵等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

第23条(施設内への持込品)施設内に下記のものを持ち込みことをお断り致します。

- 1.動物のペット類
 - 2.著しく悪臭を放つもの
 - 3.鉄砲刃剣類
 - 4.発火爆発のおそれがあるもの
 - 5.騒音を発するもの
- 第24条(行為の禁止)施設内での下記の行為はお断りいたします。

- 1.賭博その他風紀を乱す行為
- 2.物品販売・宣伝広告等の行為
- 3.他人に迷惑を及ぼし又は不快感を与える行為
- 4.利用者以外(含めギャラリー)コースない立ち入り(特に許可する場合は除く)

尚、特に許可した場合であっても、利用者以外(含めギャラリー)が傷害等の被害を受けた場合でも、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いませんので十二分にご注意ください。

第25条当ゴルフ場は、熊本県ゴルフ協会加盟ゴルフ場につき、熊本県ゴルフ協会協力金として1人20円を協賛頂きます。

第26条当ゴルフ場は、熊本県ゴルフ協会加盟ゴルフ場につき、熊本県ゴルフ協会協力金として1人20円を協賛頂きます。

第27条『ゴルフ利用規約』に基づき、乗用カートの破損事故が生じた場合、又クラブ等の私物破損、自らの傷害治療費等については、その損害額をお支払い頂くこと、及び決められてるコース内を移動することくれぐれもお願い申し上げます。

グランドチャンピオンゴルフクラブ

